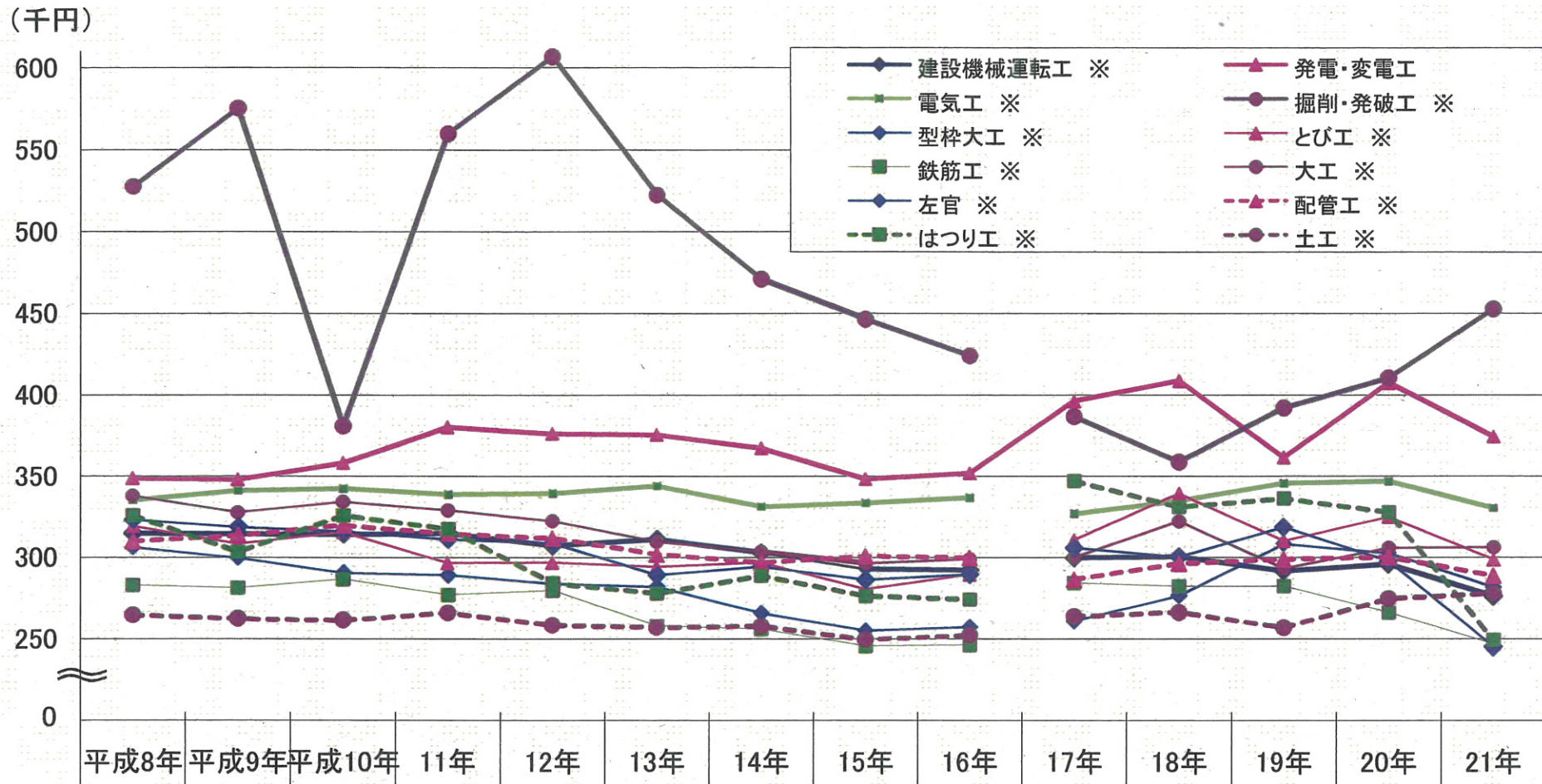


図5 職種別 きまって支給する現金給与額の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」及び「屋外労働者職種別賃金調査」

注 1) 以下の職種（職種名の後に「※」を付けたもの。）については、平成16年以前は「屋外労働者職種別賃金調査」（建設業では約1万6千事業所を対象。）による。

建設機械運転工、電気工、掘削・発破工、型枠大工、とび工、鉄筋工、大工、左官、配管工、はつり工、土工

2) 賃金構造基本統計調査では10人以上、屋外労働者職種別賃金調査では5人以上を雇用する民営事業所に雇用される常用一般労働者(2頁の注4、5参照)について集計したものである。

3) 「きまって支給する現金給与額」とは労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって各調査年6月分として支給された現金給与額（基本給、超過労働給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当を含む税込みの額。）をいう。

上記注1の職種の平成16年以前の「きまって支給する現金給与額」は、「1人1日平均現金給与額」に「1人1月平均実労働日数」を乗じて算出している。

表3-1 職種別年齢、きまって支給する現金給与額及び所定内給与額の推移

職種	平成8年			平成9年			平成10年			平成11年			平成12年		
	年齢	きまって支給する現金給与額		年齢	きまって支給する現金給与額		年齢	きまって支給する現金給与額		年齢	きまって支給する現金給与額		年齢	きまって支給する現金給与額	
		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円
建設機械運転工 ※	44.7	314.8	-	44.8	314.5	-	44.8	314.2	-	45.2	314.8	-	45.5	307.1	-
発電・変電工	34.9	348.7	295.2	35.0	347.9	297.8	34.7	358.0	305.5	37.1	380.0	323.8	36.0	376.1	316.6
電気工 ※	36.9	335.1	-	37.1	341.0	-	36.9	342.1	-	37.0	338.6	-	37.6	339.3	-
掘削・発破工 ※	44.4	527.5	-	42.4	575.3	-	42.1	380.8	-	43.5	559.7	-	44.9	606.7	-
型枠大工 ※	47.4	306.0	-	47.5	299.5	-	46.5	290.5	-	46.5	288.9	-	46.1	283.7	-
とび工 ※	40.8	319.0	-	41.1	308.4	-	40.8	315.6	-	40.6	296.6	-	39.7	296.8	-
鉄筋工 ※	42.1	282.7	-	42.1	281.2	-	42.4	286.4	-	42.5	276.9	-	42.0	279.5	-
大工 ※	46.8	337.7	-	47.0	327.5	-	46.0	334.0	-	46.3	328.8	-	46.0	322.4	-
左官 ※	46.5	323.1	-	47.1	318.6	-	47.0	315.9	-	46.8	311.0	-	47.6	308.6	-
配管工 ※	39.8	309.8	-	39.7	313.5	-	39.7	319.6	-	39.8	314.5	-	40.1	311.6	-
はつり工 ※	44.9	325.6	-	43.8	303.4	-	42.9	325.5	-	40.8	317.5	-	40.3	284.0	-
土工 ※	48.6	264.6	-	48.2	262.5	-	47.7	261.5	-	47.0	265.9	-	46.8	258.3	-

資料出所：「賃金構造基本統計調査」及び「屋外労働者職種別賃金調査」

注 1) 以下の職種（職種名の後に「※」を付けたもの。）については、平成16年以前は「屋外労働者職種別賃金調査」（建設業では約1万6千事業所を対象。）による。

建設機械運転工、電気工、掘削・発破工、型枠大工、とび工、鉄筋工、大工、左官、配管工、はつり工、土工

2) 賃金構造基本統計調査では10人以上、屋外労働者職種別賃金調査では5人以上を雇用する民営事業所に雇用される常用一般労働者(2頁の注4、5参照)について集計したものである。

3) 「きまって支給する現金給与額」とは労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって各調査年6月分として支給された現金給与額（基本給、超過労働給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当を含む税込みの額。）をいう。
上記注1の職種の平成16年以前の「きまって支給する現金給与額」は、「1人1日平均現金給与額」に「1人1月平均実労働日数」を乗じて算出している。

4) 「所定内給与額」とは、「きまって支給する現金給与額」から超過労働給与額を除いたものをいう。

表3-2 職種別年齢、きまって支給する現金給与額及び所定内給与額の推移

職種	平成13年			平成14年			平成15年			平成16年			平成17年		
	年齢	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年齢	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年齢	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年齢	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年齢	きまって支給する現金給与額	所定内給与額
	歳	千円	千円	歳	千円	千円	歳	千円	千円	歳	千円	千円	歳	千円	千円
建設機械運転工 ※	46.0	311.2	-	46.1	302.8	-	46.4	292.7	-	46.8	292.1	-	46.7	299.6	276.7
発電・変電工	35.3	375.4	321.1	36.6	367.1	320.3	36.2	348.1	303.9	37.0	351.7	296.1	36.6	395.9	325.6
電気工 ※	38.3	343.9	-	38.8	331.1	-	39.1	333.4	-	39.7	336.6	-	36.6	326.6	286.9
掘削・発破工 ※	43.9	522.3	-	44.0	470.7	-	44.3	446.2	-	45.6	423.7	-	39.1	386.6	349.6
型枠大工 ※	46.9	281.8	-	46.9	265.6	-	46.5	254.8	-	46.6	257.2	-	43.4	260.7	256.0
とび工 ※	40.4	294.3	-	40.4	296.8	-	39.2	280.5	-	40.1	289.3	-	48.7	310.6	287.0
鉄筋工 ※	42.4	257.8	-	41.7	256.0	-	41.6	245.5	-	41.5	246.3	-	40.3	284.0	262.1
大工 ※	46.6	309.7	-	46.3	303.5	-	47.0	296.4	-	46.7	298.7	-	42.6	299.8	293.3
左官 ※	48.2	288.9	-	48.9	294.3	-	49.0	285.9	-	48.9	289.3	-	45.8	305.6	299.6
配管工 ※	40.8	301.8	-	40.6	296.8	-	40.5	300.5	-	40.8	299.6	-	47.2	286.2	266.4
はつり工 ※	42.6	277.8	-	39.8	288.4	-	43.1	276.0	-	40.6	274.0	-	40.1	346.9	332.0
土工 ※	47.0	257.2	-	46.1	257.8	-	45.9	249.6	-	45.8	252.4	-	44.3	263.8	251.4

資料出所：「賃金構造基本統計調査」及び「屋外労働者職種別賃金調査」

注 1) 以下の職種（職種名の後に「※」を付けたもの。）については、平成16年以前は「屋外労働者職種別賃金調査」（建設業では約1万6千事業所を対象。）による。

建設機械運転工、電気工、掘削・発破工、型枠大工、とび工、鉄筋工、大工、左官、配管工、はつり工、土工

2) 賃金構造基本統計調査では10人以上、屋外労働者職種別賃金調査では5人以上を雇用する民営事業所に雇用される常用一般労働者(2頁の注4、5参照)について集計したものである。

3) 「きまって支給する現金給与額」とは労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって各調査年6月分として支給された現金給与額（基本給、超過労働給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当を含む税込みの額。）をいう。
上記注1の職種の平成16年以前の「きまって支給する現金給与額」は、「1人1日平均現金給与額」に「1人1月平均実労働日数」を乗じて算出している。

4) 「所定内給与額」とは、「きまって支給する現金給与額」から超過労働給与額を除いたものをいう。

表3-3 職種別年齢、きまって支給する現金給与額及び所定内給与額の推移

職種	平成18年			平成19年			平成20年			平成21年		
	年齢	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年齢	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年齢	きまって支給する現金給与額	所定内給与額	年齢	きまって支給する現金給与額	所定内給与額
建設機械運転工 ※	47.8	300.4	277.3	46.9	291.3	270.2	46.4	295.7	266.0	47.0	276.0	249.6
発電・変電工	37.2	408.3	343.8	36.1	361.4	307.7	37.8	407.1	339.2	36.6	374.1	316.6
電気工 ※	40.3	334.7	291.1	39.3	345.5	291.4	40.7	346.8	294.4	40.2	330.1	287.7
掘削・発破工 ※	45.6	358.6	325.7	41.7	391.7	365.1	42.7	410.1	359.7	46.4	452.3	387.1
型枠大工 ※	47.0	276.2	263.6	44.6	308.1	285.6	46.6	302.5	290.7	45.6	281.4	274.0
とび工 ※	42.3	339.1	310.0	39.2	309.9	293.6	40.1	324.8	306.1	39.6	298.4	280.6
鉄筋工 ※	42.6	282.3	265.3	41.2	282.2	266.9	46.9	266.1	250.1	45.5	246.8	243.0
大工 ※	46.4	322.1	315.3	45.8	293.0	284.6	44.5	305.8	293.7	44.3	306.0	299.6
左官 ※	50.7	300.1	293.9	49.2	318.5	312.8	48.7	297.5	289.0	52.5	245.0	240.4
配管工 ※	40.3	296.1	269.2	41.4	298.6	272.6	44.1	299.8	278.5	43.4	288.5	270.7
はつり工 ※	38.3	330.9	306.4	47.0	336.2	313.3	38.2	327.4	301.3	37.4	249.2	212.4
土工 ※	46.1	266.2	251.0	46.6	256.8	242.9	45.8	274.6	258.7	45.4	277.8	266.9

資料出所：「賃金構造基本統計調査」及び「屋外労働者職種別賃金調査」

- 注 1) 以下の職種（職種名の後に「※」を付けたもの。）については、平成16年以前は「屋外労働者職種別賃金調査」（建設業では約1万6千事業所を対象。）による。
 建設機械運転工、電気工、掘削・発破工、型枠大工、とび工、鉄筋工、大工、左官、配管工、はつり工、土工
- 2) 賃金構造基本統計調査では10人以上、屋外労働者職種別賃金調査では5人以上を雇用する民営事業所に雇用される常用一般労働者(2頁の注4、5参照)について集計したものである。
- 3) 「きまって支給する現金給与額」とは労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって各調査年6月分として支給された現金給与額（基本給、超過労働給、職務手当、精皆勤手当、通勤手当、家族手当を含む税込みの額。）をいう。
 上記注1の職種の平成16年以前の「きまって支給する現金給与額」は、「1人1日平均現金給与額」に「1人1月平均実労働日数」を乗じて算出している。
- 4) 「所定内給与額」とは、「きまって支給する現金給与額」から超過労働給与額を除いたものをいう。